

仙台市水道局業務委託成績評定要領

(令和6年3月26日 給水部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市水道局検査事務要綱(昭和62年11月16日管理者決裁。以下「要綱」という。)第21条の規定に基づき、建設工事関連委託の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定めることにより、建設工事関連委託に関する技術水準の向上を促進するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の契約金額(消費税を含む。)が100万円以上の建設工事関連委託とする。

ただし、次の各号に掲げるものは除くことができるものとする。

- (1) 公益法人等に随意契約で委託した業務
- (2) 第4条第2項に規定する審査基準によって評定することが不適当と判断される委託業務

(評定者)

第3条 委託業務の評定者(以下「評定者」という。)は、検査員及び当該契約で定めた調査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

2 評定は、仙台市水道局業務委託成績評定審査基準(令和6年3月26日、給水部長決裁)に基づき行う。また、評定の結果は、契約の種類ごとに次に掲げる業務委託成績調書に記録する。

契約書の種類	成績評定の審査基準	記録する成績調書	対象業務に関する補足事項	
建築設計 業務委託契約書	業務委託 成績評定 審査基準	業務委託 成績調書 (様式 B1)	建設 工事 関連 委託	建築機械・電気設備の設計業務を含む
土木設計 業務委託契約書				プラント設備工事等の設計業務を含む
建築工事監理 業務委託契約書				建築機械・電気設備の工事監理業務を含む
業務委託契約書				調査業務(改良工事を前提とするもの)、 地質調査及び測量業務

(評定の時期)

第5条 調査職員は業務の完了後に、検査員は完了検査の実施後に、それぞれ速やかに、評定を行う。なお、完了検査以外の検査では評定を実施せず、確認した内容について、完了検査時の評定に反映させる。

(評定の手順)

第6条 委託担当課長は、要綱第20条に規定する完了検査請求と併せ、調査職員が評定した業務委託成績調書を検査員に提出する。

2 検査員は、前項に規定する業務委託成績調書を委託担当課長に通知する。

(評定結果内容の通知)

第7条 要綱第22条第1項に定める業務委託成績評定通知書を通知する際には、項目別評定点の内訳が記載された書面を添付する。

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、計画課長が定める。

附則

この要領は、令和 6年 4月 1日から実施する。

附則（令和 7年 3月31日改正）

この改正は、令和 7年 4月 1日から実施する。